千葉市公告第８７１号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７２条第１項の規定より、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

関係人で意見のある方は、当日出席して意見を述べるか、もしくは書面にて意見を提出してください。

令和７年１１月１４日

千葉市長　神　谷　俊　一

１　聴取しようとする事項

オオソラモ土気 season2 建築協定について

２　聴取の日時

令和７年１２月１６日（火）　午前１０時００分より

３　聴取の場所

千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市役所新庁舎低層棟４階　調停室

４　書面にて意見を提出する場合の提出期限及び送付先について

（1）提出期限　　令和７年１２月１２日（金）必着

（2）提出方法　「オオソラモ土気 season2 建築協定に対する意見」と書き、住所、氏名、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付してください。

郵　　送：２６０－８７２２

千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市役所新庁舎低層棟４階

千葉市役所建築指導課企画管理班

Ｆ　Ａ　Ｘ：０４３－２４５－５８８７

電子メール：shido.URC@city.chiba.lg.jp